

九州の森林づくりに関する共同宣言

(趣旨)

九州の森林を真に活力あるものとし、その多面的機能を高度に発揮させるためには、「九州はひとつ」の理念のもと、民有林、国有林問わず、九州各県が連携・協力し、森林整備の着実な実行や九州材の利用促進等に一層取り組んで行くことが必要です。

このため、九州7県と森林管理局は、九州の豊かな生活環境の実現等に向けた九州における「美しい森林づくり」への協力関係を明らかにするため、共同宣言を行いました。

(経緯)

平成18年6月	第127回九州地方知事会で大分県より「九州山の日」制定等について提言。
平成18年10月	具体的な進め方は「九州林政連絡協議会」で検討することに決定。以降ワーキンググループを立ち上げ検討。
平成20年2月	九州森林づくり共同宣言の検討開始。
平成20年5月22日 (鹿児島市)	第131回九州地方知事会において、各県知事と森林管理局長が「九州の森林づくりに関する共同宣言」に調印。



調印式
の様子

(共同宣言の概要)

(1) 多面的機能の高度発揮のための森林整備の促進

京都議定書における温室効果ガスの削減約束の達成に必要な森林吸収量1,300万炭素トンを確保するための人工林間伐の推進。

(2) 九州材の利用推進

公共工事等への九州材の積極的な活用、合法木材の流通促進、間伐紙や環境負荷の少ない製品の購入推進。

木材生産・流通の効率化や安定供給体制の整備を通じた九州からの日本林業再生を推進。

(3) 森林環境教育の推進

広報啓発活動、森林ボランティアの育成、森林・林業の体験学習の機会の提供等に関し、相互に連携協力。

(4) 九州森林の日の創設

11月の第2日曜日を「九州森林の日」として制定し、具体的行動を实践。